

平成29年度

事業計画書

平成29年4月 1日から

平成30年3月31日まで

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

平成29年度 事業計画

I 基本方針

県民生活に密着したサービスや商品提供を通じ生活向上と地域経済の活性化に重要な役割を果たしている生活衛生関係営業（以下「生衛業」という）に関し、「生活衛生関係営業の運営の適正化と振興に関する法律」に基づき生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という）と連携し又は直接事業者に対して、事業振興と経営健全化、営業に関する相談・指導、融資の斡旋、情報の収集・発信など「公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター定款」に定める事業を行い、生衛業者の経営の健全化、衛生水準の向上と併せて利用者・消費者の利益の擁護を図る。

事業実施にあたっては行政機関、日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という）等関係の諸機関・団体等との連携を密にし、総合的な事業の推進とその効果の発現に努める。

また、平成24年度に公益財団法人への移行が認定されたところであり、今後とも公益法人3法、関係法令及び定款を遵守し、コンプライアンスに基づき法人運営を行う。

II 事業内容

1 相談室運営事業

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）に経営指導員を配置し、指導センターの管理運営と常設の相談窓口を開設して、生衛業者に対する経営上必要な融資、労務、衛生管理等の相談と指導を行うとともに、利用者・消費者の苦情等に関する相談業務を行う。

また、経営指導員、経営特別相談員（以下「特相員」という）、約款登録推進員（以下「Sマーク推進員」という）及び関係機関等が連携して、生衛業者に対する経営の近代化、合理化、健全化、衛生水準の維持向上などについて支援を行う。

・組織体制	常務理事	1名（事務局長・経営指導員を兼務）
	経営指導員	1名
	事務職員	1名
	経営特別相談員	28名（平成29年4月～32年3月）

2 税務並びに中小企業診断個別相談等事業

平成24年6月に中国税理士会鳥取県支部連合会並びに平成27年12月に（一社）鳥取県中小企業診断士協会と締結した覚書に基づき、税理士並びに中小企業診断士による個別無料相談事業を積極的に推進し、生衛業者の経営の改善・事業の発展等に資する。

・指導内容	（税理士） 記帳・決算書の作成 税務申告 経営分析 事業承継 等
	（中小企業診断士） 企業診断 経営環境改善 経営分析 事業承継 等
・目標	12件

3 地区生活衛生営業相談指導事業

（1）出前相談・指導

要請を受けて、経営指導員が各生衛組合の総会、理事会、役員会等に参加し相談・指導に応じるとともに個別の営業者、営業施設等にも出向いて対応する。

特に特相員から提供される融資等相談事例については、よりきめ細かい対応をするため随時現地に出向き、必要に応じて税理士・中小企業診断士等の専門家の協力を得て相談に応ずる。

・目標	窓口相談300件 地区相談 40人 巡回相談 650件
-----	-----------------------------

(2) 地区相談・指導

東部・中部・西部生活環境局の協力を得て、各管内の生衛組合（支部）役員、特相員、Sマーク推進員と経営指導員及び行政担当者、日本公庫融資担当者で業種横断的な地区連絡会を開催し、地域の状況を踏まえた意見交換を行う。

特に東部地区においては、平成30年4月に保健所業務が県から鳥取市に移管されることとなり、関係機関との意見交換並びに生衛業者に周知を行っていく必要がある。

なお資金需要期には日本公庫鳥取支店及び米子支店と連携し融資相談会を開催する。

(3) 自主衛生管理講習会

生衛業の衛生水準を確保し感染症等の拡大を未然に防止するため、美容業生衛組合と連携して美容業界全体の営業施設における消毒法並びに経営全般・社会貢献等に関する研修会を県内3地域で実施する。

また、本年度から理容業においても、理容組合と連携して同様の講習会に取り組むこととする。

なお、一昨年度から厚生労働省及び鳥取県の後援を得て実施をしている。

・目標 参加者数 美容 250名 理容 250名

4 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業

生活衛生関係営業経営改善資金融資（以下「衛経」という。）設備改善資金、運転資金について生衛組合及び特相員等と連携して資金需要の把握に努めるとともに、融資を希望する者に対しては現地に出かけ指導を行うと共に、融資推薦書の作成を指導センターで行う等迅速な融資の実行に努める。

特に本年度からは特相員が融資推薦書を作成した場合に謝金を支払うこととし、衛経制度の更なる利用拡大を図る。

また、衛経借入者に対する県下9市町の利子補給制度の周知を図り、融資実績の増加に努める。

さらに、一般貸付において県知事が行ってきた推薦業務を指導センター理事長が全部委託を受けて実施する。

・目標 生活衛生関係営業経営改善貸付 10件 3000万円

5 融資等相談支援連絡協議会事業費

生活衛生関係営業融資業務に関し緊密な連携と機能的な運用を図るため、指導センター、各生衛組合理事長と日本公庫鳥取・米子支店による融資等意見交換会及び経営指導員、特相員及び日本公庫融資担当課長による融資等連絡協議会を開催する。

6 生衛業情報化整備事業

(1) ホームページの適切な管理・運営

全国指導センターの「生衛業情報ネットワークシステム」（各名簿管理・調査集計処理など）の活用・管理を行うとともに、適時・適切な情報提供に努めアクセス件数の増加を図る。

(掲載情報)

・情報開示に関するもの

事業計画書及び収支予算

事業報告書、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録

役員の変更

・事業者に対するもの

経営相談・融資・金利変更等

各生衛組合の活動状況

景気動向調査報告

10 生活衛生水準確保・向上事業

生活衛生水準の確保・向上を図ると共に生衛組合の活性化の取り組みを支援する。

(1) 確保・向上推進会議の開催

生衛組合、県担当課、日本公庫、指導センターで構成し、行動計画の策定、取り組むべき課題等について意見交換する。

(2) 広報

生衛組合の組合員及び員外者に、チラシ・ポケットブックを配布し、組合員意識の高揚を図ると共に組合員の新規加入を図る。

(3) 新規営業許可情報の収集および提供

各地区の生活衛生担当部局から新規の営業許可施設届出施設の情報を入手し、各生衛組合に提供するとともに直接指導センターから新規の営業許可施設届出施設に組合加入チラシ、生衛とっとり等を送付する。

11 生活衛生営業振興補助金事業

指導センターの機関誌「生活衛生とっとり」を1月に刊行し、生衛業関連の法改正情報や生衛組合の活動、安全安心に向けた取組みを広く広報する。

・発行部数 3000部

12 標準営業約款登録推進事業

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」第57条の13の規定に基づき、指導センターに行政、消費者代表、業界で組織する審査委員会を設置し、申請のあった営業者を調査の上審査会で審査して登録を行う。

現在、理容業・美容業・クリーニング業・一般飲食店営業・めん類営業の5業種に設定されている「標準営業約款」について、加入の促進、既登録業者の更新登録の促進に努める。

そのため、消費者、女性団体等に対しこれら制度の理解と活用についてPRするため、県西部においてSマーク登録店ツアーを行うこととしている。

・目標 更新 24件（理容1、美容20、クリーニング3、飲食0）
新規 10件

13 クリーニング師等研修・講習事業

県から免許を受けているクリーニング師並びにクリーニング業務の従事者は、資質の向上と消費者保護の観点からクリーニング業法により3年に1度、資質向上のため研修・講習を受講することとされている。

指導センターでは全国指導センターの委託事業として、知事の指定を受けクリーニング業法に定める研修・講習を西部地区で実施する。

・目標 クリーニング師研修 47名
従事者講習 60名（I型20名、II型40名）

14 全国指導センター委託事業

(1) 生衛業景況等調査

日本公庫から全国指導センターが委託を受け、指導センターが再委託を受けて行う景気動向調査で、一般消費者の生衛業利用動向や生衛業の経営状況について調査し、営業者への融資を行う日本公庫の資金需要や融資条件の決定に役立たせ、営業者の経営安定化を図り一般消費者に安全で安定

したサービスを提供できるようするものである。

- ・対 象：県内の生衛業者 10業種、70店舗
- ・頻 度：毎四半期ごと4回／年
- ・調査員：経営指導員及び特相員

(2) 生衛業経営状況調査

全国指導センターが厚生労働省の指導のもと企画設計した調査で、各業種の生衛事業者の経営状況について、協力の得られる事業者を対象に月次の数値データを調査し全国又はブロックごとに整理解析して経営健全化の参考にすると共に、生衛業に対する施策に反映することを目的とする。

- ・対 象：県内の生衛業者 10業種、70店舗
- ・頻 度：毎四半期ごと4回／年
- ・調査員：経営指導員

(3) 経営特別相談員研修事業

知事が委嘱した特相員28名に対し制度融資等への理解・相談対応能力等の向上を図るため研修会を実施する。

- ・6月又は7月に実施